白衣賃貸借及び洗濯業務委託契約に関する仕様書

本仕様書は、社会福祉法人恩賜財団済生会鹿児島病院（以下「甲」という。）における白衣賃貸借及び洗濯にかかる業務内容の基準事項を規定するものである。

ただし、本仕様書に規定のない事項であっても、本業務の目的とする事項の現場の状況に応じて甲が必要と認めたものは、契約金額の範囲内で受託者（以下「乙」という。）が実施するものとする。

1.目的

本業務は、甲の職員が病院業務を行うにあたり着用する白衣等を乙が賃貸借により供給するとともに、洗濯を主とした保守を行うことにより職員の清潔で快適に作業環境を整備し、病院業務の円滑な運営に資することを目的とする。

2.契約の履行場所及び納入期限

〒892-0834　　鹿児島市南林寺町１番 11 号

社会福祉法人恩賜財団済生会鹿児島病院

令和 8 年 6 月 1 日から令和 12 年 4 月 30 日まで

3.賃貸借の物品及び貸与予定組数

縫製等の仕様は、別添「職種、種類別仕様書」のとおりとし、商品は個人貸与することとする。
規定のサイズ以外のものについても、必要であれば供給するものとする。
予定数量は保証数ではありません。

4.白衣類等の保守

1）白衣類等の洗濯は乙の責任で行い、クリーニング業法第 3 条第 3 項の定める衛生基準に従うとともに、医療現場などで着用するという目的及び性質を考慮のうえ、適切な処理をおこなうこと。

2）洗濯の場合、高温（60 度～80 度の熱湯で 10 分以上）殺菌を必ず行い、のり付けすること。

5.白衣類等の保守

ボタンの外れ、ほつれ、ファスナー等の破損の補修は、乙が無償で行うこと。破損の補修は次回の集配の時までに完了し、納入すること。補修が困難なときは、新品を納入すること。

6.白衣類の管理方法

1）乙は、白衣等 1 枚ごとにバーコード等を貼付し、誤配等のないよう製品管理ができる仕組みがあること。

2）甲は、乙に対して委託業務に関して調査、報告を求めることができ、必要に応じて改善を求めることができる。乙は、直ちに改善を行い結果を甲に報告する。

3）採寸等に係る業務の取りまとめは、乙が行うこととす。

7.集配業務

1）賃貸借物品の洗濯のための集配は、毎週 2 回とし、洗濯は回収日から次回集配日までに完了し、は甲が指定した集配場所に納入する。集配日が祝日であっても納入及び回収は行なうものとし、ゴールデンウィークや年末年始等の長期休暇については甲乙協議のうけ、病院業務に支障がないように対応すること。

なお、病院内の他の洗濯物が混じることがないよう、明確に分ける方法とすること。集配場所は不衛生とならないように管理すること。汚染された洗濯物は、別途袋に入れて混ざらないようにする。

2）賃貸借物品の納入については、汚れないように十分注意し、白衣等に記載された番号により所属ごとに納入する。

3）退職者等の白衣等については、乙へ返還することを基本とする。

4）乙の作業員は院内で作業する際、来院者に不快感を与えないよう細心の注意を払う作業を行うこととする。

5）個人情報保護には、十分注意を払う。

8.納入場所

清潔納品については、全ての白衣類が収まる収納庫（乙負担）を設置し、清潔物を納品する。

9.回収場所

1）洗濯物搬出については、予め甲が定めるランドリーボックスを使用する。

2）ランドリーボックスは指定の場所に備え付けてある。

10.白衣類交換等の負担

平常業務の中で発生した汚れ及び破損で、洗濯及び修理により対応できない場合は商品を新品と交換することとし、その費用については乙の負担とする。それらの際の白衣類は、再生品の使用を可とする。

また、体型の変更等によりサイズ交換を要した際も同様の対応を行うこととする。

11.新規採用者及び退職者の取扱い

新規採用者がある場合は、甲の指示に基づき速やかに白衣類等を供給すること。

ただし年度初め等、数量が多くなる場合は双方で協議し、納入期限を決定するものとする。

また、退職者があった場合は、1 人分をまとめたものを集配にて回収すること。

12.白衣臨時品の対応

依頼があった場合は、乙の負担にてマタニティーを準備すること。マタニティーは乙の負担で実施すること。

また緊急時の予備として数枚の被服を常備すること。当該被服についても再生品等で対応可とする。

13.賃貸借料の算定

1）賃貸借料は、別添「職種、種類仕様書」の組枚数を 1 か月賃貸借する場合の単価契約とする。
入札者には、契約しようとする当該単価及び月間の総額を税抜で記入すること。

2）1 ヶ月に満たない者の取扱いは、その者が賃貸借物品の貸与をうけている場合は算定する。

3）休職中の者の取扱いは、その者が賃貸借物品の貸与を受けている場合は算定する。
ただし、1 月以上の休職がある場合は休止として算定しない

4）請求は、月末締め翌々月払いとする。

14.制服の下取り・廃棄

契約成立後、乙の負担で制服の下取り・廃棄をおこなう。

金額に関しては、甲乙協議のうえ決定するものとする。

15.その他

この仕様書に定めない事項が生じた場合は、甲と協議し決定することとする。